会計	繰越	決算	訂正		○
㊍	㊍	㊌	㊎	㊐	○

（その１）

収支報告書

令和元年分
（　　開催分）

（ふりがな）　かたやまだいすけをおうえんするかい

1 政治団体の名称　片山大介を応援する会

2 主たる事務所の所在地　兵庫県神戸市中央区元町通３－１７－８
TOWA神戸元町ビル２０２号室

3 代表者の氏名　（姓）早　（名）智敬

4 会計責任者の氏名　（姓）三上　（名）恵美子

事務担当者の氏名
（姓）三上　（名）恵美子
（電話）03-6550-0721
（電話）
（電話）

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
□ 政党の支部	☑ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑ ２以上の都道府県の区域等	□ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
□ 有	
☑ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	（姓）　（名）

国会議員関係政治団体の区分	
□	政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	（姓）片山　（名）大介
公職の種類（現職・候補者の別）	参議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	

受付
2.7.01
収支公開室

兵庫県選挙管理委員会
2.6.01
第　号

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

2260

10/070

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	4,343,432
（前年からの繰越額）	32,276
（本年の収入額）	4,311,156
支　出　総　額	4,182,374
翌年への繰越額	161,058

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	0	

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

行番号	事業の種類	金額	備考
1	片山大介を応援する会	3,868,000	令和元年6月8日　ザ マーカススクエア神戸（神戸市）
2	片山大介を応援する女性の会	67,500	令和元年9月21日　がんこ寿司・三宮寿司店
3	宝塚歌劇鑑賞会	331,650	令和元年10月6日　宝塚大劇場
4	南あわじ後援会	44,000	令和元年12月19日　ジョイポートレストランなないろ
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	4,311,150	
	合計	4,311,150	

（その６）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	0	
	1件10万円未満のもの	6	
	合　　計	6	

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	0	0	
(4) 事務所費	51,927	0	
小計	51,927	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	4,130,447	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	3,660,862	0	
エ その他の事業費	469,585	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	4,130,447	0	
合計	4,182,374		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	監査報酬代	48,895	R1/8/9	岸本　啓介	東京都港区港南2-11-17-502	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	48,895				
	その他の支出	3,032				
	合計	51,927				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		5．政治資金パーティー開催事業費	
					片山大介を応援する会	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	記念品代	210,384	R1/5/20	株式会社イディアス	東京都武蔵野市吉祥寺南町1-8-1 三井吉祥寺ビル4F	
2	ロゴ・デザイン料	32,400	R1/5/27	株式会社SCIビジネスパートナー	岡山県岡山市北区南方2-10-4	
3	DM発送費用	439,430	R1/6/4	リスモン・マッスル・データ株式会社	東京都品川区西五反田七丁目24番5号西五反田102ビル7階	
4	司会料	25,000	R1/6/8	松田　栄子	兵庫県宝塚市長尾台2-19-5	
5	ライブ制作費一式代	54,000	R1/6/28	Creative Factory En	大阪府吹田市南正雀1-6-3 エステートピア正雀2-207	
6	会場費・宴席代	2,889,648	R1/7/24	株式会社ポジティブドリームパーソンズ	東京都渋谷区恵比寿南1-15-1	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	3,650,862				
	その他の支出	10,000				
	合計	3,660,862				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		6．その他の事業費	
					9月21日　片山大介を応援する女性の会	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	食事代	64,735	R1/9/21	がんこフードサービス株式会社	大阪府大阪市淀川区新北野1丁目2番13号	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	64,735				
	その他の支出	0				
	合計	64,735				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		6．その他の事業費	
					10月6日　宝塚鑑賞会	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	チケット・お弁当代	345,950	R1/10/23	株式会社神姫トラベル　本社営業部	大阪府大阪市福島区2丁目4番3号	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	345,950				
	その他の支出	0				
	合計	345,950				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		6．その他の事業費 12月8日　丹波後援会	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	3,400				
	合計	3,400				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		6．その他の事業費 12月15日　高砂後援会	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	7,500				
	合計	7,500				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		6．その他の事業費 12月19日　南あわじ後援会	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	食事代	48,000	R1/12/19	株式会社北濱企画　ジョイポートレストラン ななないろ	兵庫県南あわじ市福良甲1528番地4 うずしおドームななないろ館2F	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	48,000				
	その他の支出	0				
	合計	48,000				

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和2年　6月　1日

政治団体の名称　片山大介を応援する会

会計責任者の氏名　三上　恵美子　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

令和２年５月28日

片山大介を応援する会
代表 早 智敬 殿

登録政治資金監査人 岸本 啓介
登 録 番 号第 5056号
研修修了年月日 平成28年5月23日

1 監査の概要

(1)私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、片山大介を応援する会の平成 31 年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2)この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3)私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4)この政治資金監査は、片山大介を応援する会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1)法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保存されていた。

(2)法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3)法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4)法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3　業務制限

片山大介を応援する会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以　上